

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">設計施工契約約款</p> <p>第一章 基本的事項</p> <p>第1条 総則</p> <p>(1) 発注者と受注者は、おの対等な立場において、日本国の法令を遵守して互いに協力し、信義を守り、誠実に、設計施工契約書、(A)方式の場合の設計合意書又は(B)方式の場合の工事確定合意書、この設計施工契約約款(以下「本約款」という。)、設計等業務一覧及び設計図書を内容とする契約(以下「本契約」といい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。)を履行する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤設計等業務一覧</p> <p>本計画に関する設計及び工事監理について、受注者が履行すべき業務の内容を記載した一覧表</p> <p>⑥基本設計成果物</p> <p>設計等業務一覧の「1 設計に関する業務」中の「一 基本設計に関する業務」に関する「基本設計成果物一覧」で特定された図面及び仕様書等</p> <p>⑦実施設計成果物</p>	<p style="text-align: center;">設計施工契約約款</p> <p>第一章 基本的事項</p> <p>第1条 総則</p> <p>(1) 発注者と受注者は、おの対等な立場において、日本国の法令を遵守して互いに協力し、信義を守り、誠実に、設計施工契約書、(A)方式の場合の設計合意書又は(B)方式の場合の工事確定合意書、この設計施工契約約款(以下「本約款」という)、設計等業務一覧及び設計図書を内容とする契約(以下「本契約」といい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。)を履行する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤設計等業務一覧</p> <p>本計画に関する設計及び工事監理について、受注者が履行すべき業務の内容を記載した一覧表。</p> <p>⑥基本設計成果物</p> <p>設計等業務一覧の「1 設計に関する業務」中の「一 基本設計に関する業務」に関する「基本設計成果物一覧」で特定された図面及び仕様書等。</p> <p>⑦実施設計成果物</p>

設計等業務一覧の「1 設計に関する業務」中の「2 実施設計に関する業務」に関する「実施設計成果物一覧」で特定された図面及び仕様書等

⑧ (略)

⑨設計図書

実施設計成果物のうち、発注者と受注者が工事の内容として合意した図面及び仕様書

第3条 受注者の業務

受注者は、本契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、次の各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を、設計施工契約書記載の業務の実施期間内に行う。

①設計業務

設計等業務一覧のうち「1 設計に関する業務」に記載された業務

②工事監理業務

設計等業務一覧のうち「2 工事監理に関する業務」に記載された業務

③施工業務

設計図書に基づいて本件建築物の工事を完成し、引き渡す業務

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 書面主義

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前二項に定める書面には、建築士法、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を含むものとする。ただし、当該方法は、各項に定める方法に準ずるものでな

設計等業務一覧の「1 設計に関する業務」中の「2 実施設計に関する業務」に関する「実施設計成果物一覧」で特定された図面及び仕様書等。

⑧ (略)

⑨設計図書

実施設計成果物のうち、発注者と受注者が工事の内容として合意した図面及び仕様書。

第3条 受注者の業務

受注者は、本契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、次の各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を、設計施工契約書記載の業務の実施期間内に行う。

①設計業務

設計等業務一覧のうち「1 設計に関する業務」に記載された業務。

②工事監理業務

設計等業務一覧のうち「2 工事監理に関する業務」に記載された業務。

③施工業務

設計図書に基づいて本件建築物の工事を完成し、引き渡す業務。

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 書面主義

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

ればならない。

第7条 説明、報告、通知義務

(1) 受注者は、本契約に定めがある場合、又は発注者の請求があるときは、本業務の進捗状況について、発注者に説明、報告しなければならない。

(2) 前項の規定にかかわらず、受注者は業務の各段階に応じてその内容、交付する成果物等について適切に発注者に説明・報告しなければならない。

(3) 発注者は、この工事に關し、発注者から関連業務を受託した者（受注者を除く。以下「関連業務受託者」という。）がいる場合、当該受託者の名称、その業務内容、担当者の氏名等を受注者に通知しなければならない。

第7条の2 異議及び措置請求

(1) 発注者は、受注者の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者及び従業員並びに下請負者（受注者が直接契約を締結する者に限らない。以下、本条において同じ。）及びその作業員のうちに、工事の施工又は管理について著しく適当でないと認める者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 受注者は、発注者及び関連業務受託者の処置が著しく適当でないと認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを請求することができる。

(3) 発注者は、発注者、関連業務受託者及びその従業員等（以下本条において「発注者の従業員等」という。）に対する受注者及びその従業員並びに下請負者及びその作業員（以下本条において「受注者の従業員等」という。）の要求又は言動が、正当な理由がない過度な要求、暴言その他の社会通念上許容される範囲を超えた言動（以下「迷惑行為」という。）であった場合、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるよう請求することができる。

(4) 受注者は、受注者の従業員等に対する発注者の従業員等の要求又は言動が、

第7条 受注者の説明、報告義務

受注者は、本契約に定めがある場合、又は発注者の請求があるときは、本業務の進捗状況について、発注者に説明、報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

迷惑行為であった場合、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるよう請求することができる。

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 特許権等の使用

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前二項において、発注者が工事材料などを指定した場合など、発注者の指示につき過失あるときは、発注者は、その過失の割合に応じた負担をしなければならない。

第11条 (略)

第二章 設計業務

第12条 設計業務

(1) (略)

(2) (略)

(3) 発注者は、受注者に対し、設計業務を遂行するにあたり必要となる情報(本計画の敷地の測量、地質・地盤に係る図面・データ等に関する情報を含む。)を、受注者の求めに応じて、的確かつ可能な限り詳細に提供しなければならない。

(4) (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 特許権等の使用

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前二項において、発注者が工事材料などを指定した場合など、発注者の指示につき過失あるときは、発注者は、その過失の割合に応じた負担をしなければならない。

第11条 (略)

第二章 設計業務

第12条 設計業務

(1) (略)

(2) (略)

(3) 発注者は、受注者に対し、設計業務を遂行するにあたり必要となる情報を、受注者の求めに応じて、的確かつ可能な限り詳細に提供しなければならない。

(4) (略)

第 13 条～第 16 条の 2 (略)

第 17 条 著作者人格権の制限等

(1) (略)

(2) (略)

(3) 受注者は、[第 16 条](#)及び第 1 項の場合において、別段の定めのない限り、発注者に対し、本件著作建築物に関する著作権法第 19 条第 1 項の定める権利（氏名表示権）を、著作成果物及び本件著作建築物に関する著作権法第 20 条第 1 項の定める権利（同一性保持権）をそれぞれ行使しない。

第 18 条 (略)

第 19 条 (略)

第 20 条 設計業務の追加、変更

(1) (略)

(2) (略)

(3) [発注者において実施すべき決定や指示が第 14 条に基づき提出された設計業務工程表に定められた期日から遅延した場合、受注者は、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる設計業務の実施期間の変更及び設計業務報酬額の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。ただし、損害賠償請求については、発注者において実施すべき決定や指示の遅延が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。](#)

(4) [前項のほか](#)、受注者は、設計業務に関する発注者及び受注者間の合意事項又は承認事項を変更する必要がある場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、発注者と協議のうえ、この変更に必要な設計業務を行う。

第 13 条～第 16 条の 2 (略)

第 17 条 著作者人格権の制限

(1) (略)

(2) (略)

(3) 受注者は、[前条](#)及び第 1 項の場合において、別段の定めのない限り、発注者に対し、本件著作建築物に関する著作権法第 19 条第 1 項の定める権利（氏名表示権）を、著作成果物及び本件著作建築物に関する著作権法第 20 条第 1 項の定める権利（同一性保持権）をそれぞれ行使しない。

第 18 条 (略)

第 19 条 (略)

第 20 条 設計業務の追加、変更

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

(3) 受注者は、設計業務に関する発注者及び受注者間の合意事項又は承認事項を変更する必要がある場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、発注者と協議のうえ、この変更に必要な設計業務を行う。

第 21 条 (略)

第 22 条 受注者の請求による設計業務の実施期間の変更

(1) 受注者は、その責めに帰すことができない事由により実施期間内に設計業務を完了することができないときは、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる設計業務の実施期間の変更を請求することができる。

(2) 発注者及び受注者は、設計業務の実施期間の延長を協議して決める場合、業務の実施に通常必要な期間よりも著しく短い期間を設定してはならない。

第 23 条 実施設計成果物の契約不適合

(1) ~ (4) (略)

(5) 前四項の請求は、本件建築物の工事完成引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、この場合であっても、実施設計成果物の提出の日から 10 年を超えることはできない。

(6) (略)

(7) 第 5 項の規定にかかわらず、実施設計成果物の契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 2 条で定める住宅の新築の設計で、かつ同法施行令第 5 条で定める「構造耐力上主要な部分」若しくは「雨水の浸入を防止する部分」に関する設計内容のうち、構造耐力に影響のあるもの若しくは雨水の浸入に影響のあるものに関して生じた場合には、第 1 項から第 4 項に規定する請求をすることができる期間は、実施設計成果物の提出の日から 10 年以内とする。

(8) (略)

(9) (略)

第 24 条 (略)

第 21 条 (略)

第 22 条 受注者の請求による設計業務の実施期間の変更

受注者は、その責めに帰すことができない事由により実施期間内に設計業務を完了することができないときは、発注者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる設計業務の実施期間の変更を請求することができる。

(新設)

第 23 条 実施設計成果物の契約不適合

(1) ~ (4) (略)

(5) 前四項の請求は、本件建築物の工事完成引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、この場合であっても、実施設計成果物の交付の日から 10 年を超えることはできない。

(6) (略)

(7) 第 5 項の規定にかかわらず、実施設計成果物の契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 2 条で定める住宅の新築の設計で、かつ同法施行令第 5 条で定める「構造耐力上主要な部分」若しくは「雨水の浸入を防止する部分」に関する設計内容のうち、構造耐力に影響のあるもの若しくは雨水の浸入に影響のあるものに関して生じた場合には、第 1 項から第 4 項に規定する請求をすることができる期間は、実施設計成果物の交付の日から 10 年以内とする。

(8) (略)

(9) (略)

第 24 条 (略)

第三章 工事監理業務

第 25 条～第 27 条 (略)

第 28 条 工事監理業務の追加、変更

受注者の責めに帰すことができない事由により、第 20 条第 2 項 又は第 3 項 による設計の変更その他が生じ、工事監理業務の内容を変更する必要があると認められる場合、発注者及び受注者は、速やかに設計等業務一覧の内容、工事監理業務の実施期間及び工事監理業務報酬額の変更について協議しなければならない。この場合において、協議が成立しないときは、受注者は発注者に対し、理由を明示のうえ、必要と認められる工事監理業務の実施期間及び監理業務報酬額の変更を請求することができる。

第 29 条 工事監理業務報酬の支払

(1) (略)

(2) 受注者の責めに帰すことができない事由により、工事が中断若しくは工期が延長された場合 又は工事が工期内に完了しない場合、受注者は、発注者に対し、工事監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。

第 30 条 (略)

第四章 施工業務

第 31 条 工事請負代金内訳書、工程表

第三章 工事監理業務

第 25 条～第 27 条 (略)

第 28 条 工事監理業務の追加、変更

受注者の責めに帰すことができない事由により、第 20 条第 2 項による設計の変更その他が生じ、工事監理業務の内容を変更する必要があると認められる場合、発注者及び受注者は、速やかに設計等業務一覧の内容、工事監理業務の実施期間及び工事監理業務報酬額の変更について協議しなければならない。この場合において、協議が成立しないときは、受注者は発注者に対し、理由を明示のうえ、必要と認められる工事監理業務の実施期間及び監理業務報酬額の変更を請求することができる。

第 29 条 工事監理業務報酬の支払

(1) (略)

(2) 受注者の責めに帰すことができない事由により、工期が延長され 又は工事が工期内に完了しない場合、受注者は、発注者に対し、工事監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。

第 30 条 (略)

第四章 施工業務

第 31 条 工事請負代金内訳書、工程表

(1) (略)

(2) 受注者は、発注者から求められた場合は、工事請負代金内訳書に、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

第31条の2 適正な労務費の確保等

(1) 発注者及び受注者は、工事請負代金を構成する労務費が、労務費に関する基準(建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(2) 発注者は、前項の労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

①適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

②労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費をこの工事の全部又は一部を請け負わせる他の建設業者(受注者が直接契約を締結する者に限る。以下「下請負人」という。)に支払うものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

①第3項第1号の賃金を支払った旨の誓約書

②受注者と下請負人との間の契約書の第3項第2号の支払に関する部分の写し等

(5) 受注者は、第4項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を

(1) (略)

(2) 受注者は、工事請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(新設)

提出するものとする。

第 32 条 (略)

第 33 条 工事用地など

発注者は、敷地及び設計図書において発注者が提供するものと定められた施工上必要な土地（以下「工事用地」という。）などを、施工上必要と認められる日（設計図書に別段の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、受注者の使用に供する。

第 34 条 (略)

第 35 条 主任技術者・監理技術者、現場代理人など

(1) 受注者は、建設業法第 26 条に定める、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を置き、その氏名を書面をもって発注者に通知する。なお、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に定める、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）又は建設業法第 26 条の 2 に定める、この工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置く場合も、同様とする。

(2) (略)

(3) 現場代理人は、本契約の履行に際し、工事現場の運営、取締りを行うほか、本契約に基づく受注者の業務のうち、施工業務に関する一切の権限を行使することができる。ただし、次に定めるものを除く。

- ① 工事請負代金額の変更
- ② 工期の変更
- ③ 工事請負代金の請求及び受領
- ④ 第 7 条の 2 の請求の受理

第 32 条 (略)

第 33 条 工事用地など

発注者は、敷地及び設計図書において発注者が提供するものと定められた施工上必要な土地（以下「工事用地」という。）などを、施工上必要と認められる日（設計図書に別段の定めがあるときは、その定められた日。）までに確保し、受注者の使用に供する。

第 34 条 (略)

第 35 条 主任技術者・監理技術者、現場代理人など

(1) 受注者は、建設業法第 26 条に定める、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を置き、その氏名を書面をもって発注者に通知する。なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書に定める、監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）又は建設業法第 26 条の 2 に定める、この工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置く場合も、同様とする。

(2) (略)

(3) 現場代理人は、本契約の履行に際し、工事現場の運営、取締りを行うほか、本契約に基づく受注者の業務のうち、施工業務に関する一切の権限を行使することができる。ただし、次に定めるものを除く。

- ① 工事請負代金額の変更
- ② 工期の変更
- ③ 工事請負代金の請求及び受領
- ④ 第 36 条 の請求の受理

⑤工事の中止、本契約の解除及び損害賠償の請求

(4) (略)

(5) (略)

第36条 【欠番】

第37条～第39条 (略)

第40条 設計、施工条件の疑義、相違など

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第1項又は前項の場合、発注者又は受注者は、相手方に対し、必要と認められる、工期の変更又は工事請負代金額の変更を請求することができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すべき事由がある場合、受注者は、当該変更を請求することができない。

第41条 設計図書のとおりを実施されていない施工

(1) 施工について、設計図書のとおりを実施されていない部分があると認められるときは、受注者は、その費用を負担して速やかにこれを補修又は改造する。このために受注者は、工期の延長を請求すことはできない。

(2)～(5) (略)

第42条 損害の防止

⑤工事の中止、本契約の解除及び損害賠償の請求

(4) (略)

(5) (略)

第36条 工事関係者についての異議

発注者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者及び従業員並びに下請負者及びその作業員のうちに、工事の施工又は管理について著しく適当でないと認める者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第37条～第39条 (略)

第40条 設計、施工条件の疑義、相違など

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第1項又は前項の場合、発注者又は受注者は、相手方に対し、必要と認められる、工期の変更又は工事請負代金額の変更を求めることができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すべき事由がある場合、受注者は、当該変更を求めることができない。

第41条 設計図書のとおりを実施されていない施工

(1) 施工について、設計図書のとおりを実施されていない部分があると認められるときは、受注者は、その費用を負担して速やかにこれを補修又は改造する。このために受注者は、工期の延長を求めることはできない。

(2)～(5) (略)

第42条 損害の防止

(1)～(3) (略)

(4)発注者が必要と認めて臨機の処置を請求したときは、受注者は、直ちにこれに応じる。

(5) (略)

第43条 (略)

第44条 施工について生じた損害

(1) (略)

(2)前項の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

①発注者の都合によって、受注者が着手期日までに工事に着手できなかったとき、又は発注者が工事を繰り延べ若しくは中止したとき。

②支給材料又は貸与品の受渡しが遅れたため、受注者が工事の手待ち又は中止をしたとき。

③前払又は部分払が遅れたため、受注者が工事に着手せず又は工事を中止したとき。

④その他発注者の責めに帰すべき事由によるとき。

第45条 不可抗力による損害

(1)天災その他自然的又は人為的な事象(地震、津波、台風等やテロ、暴動等の他、感染症の蔓延を含むがこれらに限られない。)であって、発注者又は受注者いずれにもその責めを帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器(有償支給材料を含む。)又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

(1)～(3) (略)

(4)発注者が必要と認めて臨機の処置を求めたときは、受注者は、直ちにこれに応じる。

(5) (略)

第43条 (略)

第44条 施工について生じた損害

(1) (略)

(2)前項の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたものは、発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

①発注者の都合によって、受注者が着手期日までに工事に着手できなかったとき、又は発注者が工事を繰り延べ若しくは中止したとき。

②支給材料又は貸与品の受渡しが遅れたため、受注者が工事の手待ち又は中止をしたとき。

③前払又は部分払が遅れたため、受注者が工事に着手せず又は工事を中止したとき。

④その他発注者の責めに帰すべき事由によるとき。

第45条 不可抗力による損害

(1)天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者いずれにもその責めを帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器(有償支給材料を含む。)又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

(2) (略)

(2) (略)

(3) (略)

第46条～第51条 (略)

第52条 工事の変更、工期の変更

(1) (略)

(2) 発注者は、必要によって、受注者に工期の変更を請求することができる。

(3) 発注者及び受注者は、工事確定合意書において工期を定めるとき、又は工期の変更をするときは、工期を工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

(4) (略)

(5) 第1項又は第2項により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができる。

(6) 受注者は、本契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更（第20条に定める設計業務の追加・変更による工事内容の変更又は確定を含む。）、建設業法第20条の2第2項に定める主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、不可抗力、関連工事の調整、協議の開始の遅延等による当該協議の長期化（受注者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができるとともに、必要により工期の延長に係る協議を申し出ることができる。

(7) 前項の協議の申出を受けた発注者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応じるよう努めるものとする。

第53条 工事請負代金額の変更

(1) 次の各号の一にあたるときは、本契約に別段の定めのあるほか、発注者又は受

(3) (略)

第46条～第51条 (略)

第52条 工事の変更、工期の変更

(1) (略)

(2) 発注者は、必要によって、受注者に工期の変更を求めることができる。

(3) 発注者は、工事確定合意書において工期を定めるとき、又は工期の変更をするときは、工期を工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

(4) (略)

(5) 第1項又は第2項により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、発注者に対してその補償を求めることができる。

(6) 受注者は、本契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更、不可抗力、関連工事の調整その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

(新設)

第53条 工事請負代金額の変更

(1) 次の各号の一にあたるときは、本契約に別段の定めのあるほか、発注者又は受

注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる工事請負代金額の変更を請求することができるとともに、必要により請負代金額の変更に係る協議を申し出ることができる。

①工事の追加又は変更(第20条に定める設計業務の追加・変更による工事内容の変更又は確定を含む。)があったとき。

②工期の変更があったとき。

③第34条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

④支給材料、貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

⑤建設業法第20条の2第2項に定める資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したとき。

⑥契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変などによって、工事請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

⑦(A)方式における設計施工契約書又は(B)方式における工事確定合意書の締結から本契約の目的物の引渡しまで1年を超える契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金などの変動によって、締結から1年を経過したのちの未履行であった工事部分に対する工事請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

⑧中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、工事請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

(2) 工事請負代金額を変更するときは、次の各号のとおりとする。

①適切な価格転嫁による適正な請負代金額の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。

②原則として、工事の減少部分については、第31条で提出した工事請負代金内訳書の単価により、増加部分については、変更時の時価による。

(3) 本条第1項の協議の申し出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正

注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる工事請負代金額の変更を求めることができる。

①工事の追加又は変更があったとき。

②工期の変更があったとき。

③第34条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

④支給材料、貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

(新設)

⑤契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変などによって、工事請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

⑥長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金などの変動によって、本契約を締結した時から1年を経過したのちの工事部分に対する工事請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

⑦中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、工事請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

(2) 工事請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については、第31条で提出した工事請負代金内訳書の単価により、増加部分については、変更時の時価による。

(新設)

当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応じるよう努めるものとする。

第 54 条～第 55 条の 2 (略)

第五章 共通事項

第 56 条～第 57 条の 2 (略)

第 57 条の 3 発注者の催告によらない解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解除することができる。

①～③ (略)

④受注者が支払を停止する等により、本業務を続行することができないおそれがあると認められるとき。

⑤～⑩ (略)

⑪受注者 (受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が以下の一にあたる時。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等

第 54 条～第 55 条の 2 (略)

第五章 共通事項

第 56 条～第 57 条の 2 (略)

第 57 条の 3 発注者の催告によらない解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解除することができる。

①～③ (略)

④受注者が支払を停止する (資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど) 等により、本業務を続行することができないおそれがあると認められるとき。

⑤～⑩ (略)

⑪受注者が以下の一にあたる時。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ イからホまでのいずれかに該当する者に第8条各項又は第18条各項に定める権利、義務の譲渡などをしたとき（第8条各項又は第18条各項の発注者の書面による承諾を得た場合を含む。）。

ト 再委託先、下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき（第19条第2項、第27条第2項又は第32条の発注者の書面による承諾を得た場合を含む。）。

チ イからホまでのいずれかに該当する者を再委託先、下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

第57条の4 (略)

第58条 受注者の中止権

(1) (略)

(2) 前項における中止事由が解消したとき （第2号及び第5号については発注者の責めに帰すべき事由が解消したとき）は、受注者は、本業務を再開する。

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

第57条の4 (略)

第58条 受注者の中止権

(1) (略)

(2) 前項における中止事由が解消したときは、受注者は、本業務を再開する。

(3) (略)

(4) 発注者が支払を停止する等により、設計業務報酬、工事監理業務報酬又は工事請負代金の支払能力を欠くおそれがあると認められるとき（以下本項において「本件事由」という。）は、受注者は、書面をもって発注者に通知して本業務を中止することができる。この場合において、本件事由が解消したときは、第2項及び前項を適用する。

第58条の2 (略)

第58条の3 受注者の催告によらない解除権

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約の解除をすることができる。

- ① 第57条第1項又は第58条第1項において設計業務の中止期間が2か月以上となったとき。
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ 発注者が支払を停止する等により、設計業務報酬、工事監理業務報酬又は工事請負代金の支払能力を欠くと認められるとき。
- ⑤ (略)
- ⑥ 発注者が以下の一にあたる時。
イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどして

(3) (略)

(4) 発注者が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）等により、設計業務報酬、工事監理業務報酬又は工事請負代金の支払能力を欠くおそれがあると認められるとき（以下本項において「本件事由」という。）は、受注者は、書面をもって発注者に通知して本業務を中止することができる。この場合において、本件事由が解消したときは、第2項及び前項を適用する。

第58条の2 (略)

第58条の3 受注者の催告によらない解除権

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約の解除をすることができる。

- ① 第57条第1項又は第58条第1項において設計業務の中止期間が2カ月以上となったとき。
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ 発注者が支払を停止する（資金不足による手形、小切手の不渡りを出すなど）等により、設計業務報酬、工事監理業務報酬又は工事請負代金の支払能力を欠くと認められるとき。
- ⑤ (略)
- ⑥ 発注者が以下の一にあたる時。
イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどして

いると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ イからホまでのいずれかに該当する者に第 8 条各項又は第 18 条各項に定める権利、義務の譲渡などをしたとき（第 8 条各項又は第 18 条各項の受注者の書面による承諾を得た場合を含む。）。

ト 関連業務受託者との委託契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ イからホまでのいずれかに該当する者を関連業務受託者との委託契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、受注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

第 58 条の 4 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第 58 条第 1 項各号、第 58 条の 2 本文及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 58 条第 1 項の規定による本業務の中止並びに第 58 条の 2 本文及び前条の規定による本契約の解除をすることができない。

第 59 条 解除に伴う措置

(1)～(4) (略)

(5) 第 3 項において、交付済み成果物等のうち実施設計成果物に、実施設計成果物

いると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

第 58 条の 4 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第 58 条第 1 項各号、第 58 条の 2 本文及び前条第 1 項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 58 条第 1 項の規定による本業務の中止並びに第 58 条の 2 本文及び前条第 1 項の規定による本契約の解除をすることができない。

第 59 条 解除に伴う措置

(1)～(4) (略)

(5) 第 3 項において、交付済み成果物等のうち実施設計成果物に、実施設計成果物

<p>の契約不適合がある場合には、第 23 条第 5 項の規定中、「本件建築物の工事完成引渡しの日から」を「本契約が解除された日から」と読み替えて適用するものとするが、未完了の設計成果物について、発注者は、追完、報酬減額及び損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(6) ~ (11) (略)</p> <p>第 60 条 (略)</p> <p>第 61 条 (略)</p>	<p>の契約不適合がある場合には、第 23 条の規定中、「本件建築物の工事完成引渡後」を「本契約解除後」と読み替えて適用するものとするが、未完了の設計成果物について、発注者は、追完、報酬減額及び損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(6) ~ (11) (略)</p> <p>第 60 条 (略)</p> <p>第 61 条 (略)</p>
--	---